

最近の最高裁判例の動向調査(6)

行政監視委員会調査室 にしざわ としお
西澤 利夫

本号では、第295号に引き続き、平成21年下期(7月～12月)の最高裁判例を取り上げる。この間も、商事法関係が比較的少なく、民事法・その他が多かった。また、大法廷判決は公選法の定数配分規定を合憲とした判決が1件だけで、違憲判決はなかった。社会的に注目された判決として、商事法関係では、チャップリンの映画の著作権侵害を理由として、著作権すべてを取得したとする外国法人がDVD制作会社2社に対し、DVD商品の複製・頒布の差止めなどを求めた訴訟で、争点となった著作権の存続期間の終了時点について、「当該自然人が著作者である旨が実名をもって表示され、著作物が公表された場合には、団体の著作名義があつたとしても、著作者の死亡の時点を基準に定められる」とした10月8日の第一小法廷判決、米国ジョージア州港湾局の日本代表部を解雇された女性が雇用契約上の地位の確認などを求めた訴訟で、「本件解雇は私法的ないし業務管理的な行為に当たり、主権的権能を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されない」とした10月16日の第一小法廷判決などがあつた。

民事法・その他では、即決裁判手続の合憲性が争われた元自衛官による業務上横領事件で、犯罪事実を争う控訴の制限について、「即決裁判手続の制度を実効あらしめるため、被告人に対する手続保障と科刑の制限を前提に、控訴の申立てを制限しているものと解され、相応の合理的理由がある」とし、憲法32条(裁判を受ける権利)に違反しないとした7月14日の第三小法廷判決、建物に立入禁止の看板を取り付けようとした不動産会社の男性を転倒させたとして暴行罪に問われた女性の事件で、「看板を取り付けようとする行為は、女性らの権利や業務、名誉に対する急迫不正の侵害に当たる」とし、正当防衛の成立を認め、7月16日の第一小法廷判決、平成19年施行の参院選について、公職選挙法の定数配分規定の合憲性が争われた選挙無効訴訟で、「本件選挙までに更に改正しなかつたことが国会の裁量権を超えたものということとはできず、憲法に違反するに至つていたとはいえない」とした9月30日の大法廷判決、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定の合憲性が争われた訴訟で、「憲法に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところである」とした9月30日の第三小法廷決定などが挙げられる。

9. 平成21年下期(7月～12月)の最高裁判例の概要

(1) 商事法関係

ア 平成21年7月9日第一小法廷判決 従業員らによる架空売上げ計上で株主敗訴

従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上げを計上したため、有価証券報告書に不実の記載がされ、その後同事実が公表されて株価が下落したことについて、公表前に株式を取得した株主が、ソフトの開発会社に対し、会社法350条の規定に基づき約85万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は7月9日、「代

表取締役は、従業員らによる本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということとはできない」として原判決を破棄し、一審判決中会社敗訴部分を取り消し、株主の請求を棄却した。

会社は、ソフトウェアの受託開発を行うほか、大学向けの事務ソフトの既製品を開発し、販売会社に販売する(販売会社がエンドユーザーである大学等に更に販売)パッケージ事業を行っていた。その事業部の部長が平成12年9月以降、営業社員らに対し、注文書を偽造するなどして実際に注文があったかのように装い、売上げとして架空計上する扱いをするよう指示。巧妙に偽装工作が行われていたが、監査法人から売掛金の早期回収に向けた努力が必要との指摘を受け、代表取締役が販売会社と売掛金残高について話をしたところ、双方の認識に相違があることが明らかになり、平成16年12月ころ、不正が発覚。会社は、平成17年2月10日、複数年度にわたり不正が行われていたこと、そのためパッケージ事業の売上高に影響が生じることなどを公表し、同年3月期の業績予想を修正。東証は、会社から有価証券報告書を訂正する旨の報告を受け、同年2月10日、上場廃止基準に抵触するおそれがあるとして、株式を監理ポストに割り当てることとした。これらの事実が報道された後、株式は大幅に下落した。

原審は、「代表取締役として適切なリスク管理体制を構築すべき義務を怠った過失がある」としたが、同小法廷は、「職務分掌規定等を定めて事業部門と財務部門を分離し、事業部にBM課及びCR部を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、監査法人及び財務部が売掛金残高を確認することとしていたというのであるから、通常想定される架空売上げの計上等の不正行為を防止し得る程度の管理体制は整えていた」とした上で、「本件不正行為は、通常想定し難い方法によるものであったといえることができる。さらに、財務部が、部長らによる巧妙な偽装工作の結果、販売会社から適正な売掛金残高確認書を受領していると認識し、直接確認しなかったとしても、財務部におけるリスク管理体制が機能していなかったということとはできない。代表取締役に、本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務を怠った過失があるということとはできない」とした。

イ 平成21年9月15日第二小法廷決定 補助金適正化法違反罪の成立範囲

国のBSE(牛海綿状脳症)対策事業をめぐり、補助金適正化法違反の罪(補助金等不正受交付罪)などに問われた食肉卸「フジチク」グループのフジチクインターナショナル元代表取締役の上告審で、最高裁第二小法廷は9月15日、被告人の上告を棄却する決定をした(懲役3年とした一審判決を是認した原判決が確定)。一、二審判決によると、被告人は、と畜された牛のすべてについてBSE検査が実施されることになった平成13年10月18日以前にと畜・解体処理された国産牛肉を市場から隔離して保管する「牛肉在庫緊急保管事業」を悪用し、少なくとも約456トン是对象外又は実在しないものであったにもかかわらず、対象となる牛肉合計約849トンを保管していると偽って、農畜産業振興事業団に対し、2回にわたり補助金交付申請し、合計4億8,066万円余りの補助金を不正受給。また、保管事業により市場から隔離された牛肉を焼却

処分し、再び流通することのないようにする「市場隔離牛肉緊急処分事業」を悪用。少なくとも約 456 トンは対象外又は実在しないものであったにもかかわらず、対象となる牛肉合計約 1,246 トンを処分したと偽って、農畜産業振興事業団に対し、2 回にわたり補助金交付申請し、合計 9 億 367 万円余りの補助金を不正受給した。

一審判決は、交付を受けた補助金全額について補助金等不正受交付罪が成立するとし、原判決もこれを是認した。これに対し、同小法廷は、「補助金等不正受交付罪は、不正の手段と因果関係のある受交付額について成立する」とした上で、「本件補助金は、対象牛肉を市場から隔離するためこれを保管又は処分した場合に、その量に応じて交付されるものである。不正の手段と因果関係のある受交付額は、対象牛肉以外の又は実在しない牛肉に係る受交付額であり、補助金等不正受交付罪はその受交付額について成立する。一審及び二審判決は、交付を受けた補助金全額について成立を認めた点で法令の解釈適用を誤ったものである。しかしながら、その誤りを是正し検討しても、原判決が是認した一審判決の宣告刑は不当であるとはいえない」とした。

ウ 平成 21 年 9 月 28 日第三小法廷決定 無断でしたエックス線検査は違法

覚せい剤の密売をめぐる捜査で、大阪府警が宅配便の中身を調べるため、宅配便業者の協力の下に、荷送人や荷受人に無断でエックス線検査をしたことの是非が争われた薬物事件の上告審決定で、最高裁第三小法廷は 9 月 28 日、「内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する共生処分に当たる。検証許可状によることなくこれを行った本件エックス線検査は、違法である」との初判断を示した。

大阪府警は、被告人らが宅配便で覚せい剤を暴力団関係者から仕入れている疑いが生じたことから、宅配便業者の協力を得て 5 回にわたり、配達予定の荷物を借り受け、関西空港内税関でエックス線検査を行った。その結果、細かい固形物が詰められている袋の射影が観察された。本件覚せい剤等は、この射影の写真等を一資料として発付された捜索差押許可状に基づき行われた捜索において、発見されたものであった。

しかし、同小法廷は、「エックス線検査が行われた当時、宅配便を利用した覚せい剤譲受け事犯の嫌疑が高まっており、検査を行う実質的必要性があったこと、宅配業者の承諾を得た上で検査を実施し、その際、検査の対象を限定する配慮もしていたのであって、令状主義に関する諸規定を潜脱する意図があったとはいえないこと、捜索差押許可状の発付に当たっては、検査の結果以外の証拠も資料として提供されたことなどにかんがみれば、その証拠収集過程に重大な違法があるとまではいえず、その証拠能力を肯定することができる」とし、原判断は正当であるとされた。

エ 平成 21 年 10 月 8 日第一小法廷判決 チャプリン格安 DVD の販売差止め

チャールズ・チャップリン(1977 年死去)の映画 9 作品の著作権侵害を理由として、著作権すべてを取得したとする外国法人が東京都内の DVD 制作会社 2 社に対し、D

V D商品の複製・頒布の差止めや損害賠償などを求めた訴訟の上告審判決が10月8日、最高裁第一小法廷であった。本件各映画の著作権が存続期間の終了により消滅したかどうか争点となったが、同小法廷は「当該自然人が著作者である旨が実名をもって表示され、著作物が公表された場合には、団体の著作名義があったとしても、著作者の死亡の時点に基づいて定められる」との初判断を示し、2社側の上告を棄却した。

「著作権が現在も有効な場合、保護期間は旧法と、改正著作権法が規定する『公開後70年間』を比較し、より長い方が適用される。このため、1940年以前に公開された7作品は2015年末まで、「殺人狂時代」(47年公開)は17年末、「ライムライト」(52年公開)は22年末まで保護されることになる」(10月8付朝日新聞夕刊)。

オ 平成21年10月16日第一小法廷判決 民事裁判権免除 労働訴訟で初判断

米国ジョージア州港湾局の日本代表部を解雇された女性が、同州を相手に解雇の無効を主張し、雇用契約上の地位の確認などを求めた訴訟の上告審判決が10月16日、最高裁第二小法廷であった。同小法廷は、「本件解雇は私法的ないし業務管理的な行為に当たる。その行為については、民事裁判権の行使が主権的権能を侵害するおそれがあるなど特段の事情がない限り、我が国の民事裁判権から免除されない」とし、民事裁判権からの免除を認めた二審・東京高裁判決を破棄。他に特段の事情を認めるに足りる事情があるかどうか審理を尽くさせるため、東京高裁に差し戻すとした。

外国に対する民事裁判権については、「最高裁が2006年、『商取引など私法的な行為などは特段の事情がない限り、民事裁判から免除されない』と78年ぶりに判例を変更。外国政府にも日本の民事裁判権が及びうるとの判断を示していた。同小法廷はこの判断手法を踏襲」(10月16日付日経新聞夕刊)したといえる。なお、「今年4月に公布された『外国等に対する我が国の民事裁判権法』(施行日は未定)は、解雇など労働契約の終了の効力に関する訴えや申し立ては原則、日本の裁判権から免除されないとの規定が盛り込まれた」(10月16日付東京新聞夕刊)。

カ 平成21年11月9日第三小法廷決定 旧拓銀元頭取らの実刑確定へ

平成9年に都市銀行で初めて経営破綻した旧北海道拓殖銀行の融資をめぐる、同行元頭取ら3人が商法違反(特別背任)に問われた事件で、最高裁第三小法廷は11月9日、被告側の上告を棄却する決定をした。一審・札幌地裁の無罪判決を破棄し、2人の元頭取に懲役2年6月、融資先の「ソフィアグループ」元社長に懲役1年6月の実刑を言い渡した二審・札幌高裁判決が確定する。元頭取は平成5年7月の経営会議でソフィアグループが実質倒産状態に陥っていることを知ったが、経営改善や債権回収のための抜本的な方策を講じることもないまま、平成6年4月から6月までの間、合計8億4,000万円を融資、後任の元頭取もその後平成9年10月までの間、合計77億3,150万円を融資したが、全額回収不能となり、拓銀に損害を与えた。

同小法廷は、「銀行業が免許事業であること、取締役は金融取引の専門家であり、その知識経験を活用することが期待されていること、万一銀行経営が破綻し、あるいは

危機に瀕した場合には社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせること等を考慮すれば、融資業務に際して取締役が負うべき注意義務の程度は一般の株式会社取締役に比べ高い水準のものである」とした上で、実質的倒産状態にある企業への無担保融資が例外的に適法とされるためには、「客観性をもった再建・整理計画とこれを確実に実行する銀行本体の強い経営体質を必要とするなど、融資判断が合理性のあるものでなければならず、手続的には銀行内部での明確な計画の策定とその正式な承認を欠かせない」との初判断を示した。その上で、「本件についてみると、その融資判断は著しく合理性を欠いたものであり、取締役として求められる債権保全に係る義務に違反したことは明らか」とし、特別は委任における取締役としての任務違背があったとした。

(2) 民事法・その他

ア 平成21年7月7日第三小法廷判決 函館市政務調査費訴訟で二審破棄

函館市議会の6会派が交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行ったとして、住民が市長を相手取り、各会派に対して不当利得の返還請求をするよう求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷は7月7日、原審・札幌高裁が住民らの請求を認めた部分を破棄し、原審に差し戻した。函館市では、函館市議会政務調査費の交付に関する条例を制定し、各会派に政務調査費を交付することとしているが、その使途基準については本条例規則に委任。規則では、研究研修費、調査旅費など6項目に区分してその内容を定めているが、具体的な定めを見ると、例えば調査旅費を「会派が行う調査研究に必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」と規定するなど、いずれの使途区分にも「会派が行う」との表現を用いている。市長は、「6会派の所属議員は、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けた」と主張。原審は、「会派が行う」調査研究活動といえるためには、会派としての意思統一がされ、当該活動が会派として行うものであるとの会派の了承が存在することが必要である。会派の代表者の承認があるだけでは「会派が行う」調査研究活動とはいえないとした。

これに対し、同小法廷は、「会派が行う調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれをゆだね、又は所属議員による活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれる。一般に、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と評価されるものである。そうすると、代表者がした承認は、会派の名において、所属議員の発案、申請に係る活動を会派のためのものとして当該議員にゆだね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地がある」とした上で、「市長が主張する事実が各支出行為について存在するか、存在するとしてその場合の各会派の代表者の承認を上記の趣旨のものと認めることができるかなどの点について十分に審理を尽くさなかった原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある」とした。

イ 平成 21 年 7 月 9 日第一小法廷判決 出所者の入所罪名等は非公開情報に該当

新潟県情報公開条例に基づき、実施機関である新潟県警本部長に対し、「凶悪重大犯罪等に係る出所情報について」と題する行政文書(本件文書)の公開請求をした新潟市の弁護士が、本件文書中の「入所罪名」、「出所事由の種別」及び「出所情報ファイルの有効活用」に係る情報(本件情報)等が記録された部分を公開しないこととし、その余の部分を公開する決定(本件決定)をされたため、本件決定のうち上記部分を非公開とした部分の取消しを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷は 7 月 9 日、原判決を破棄し、一審判決中県側敗訴部分を取り消し、弁護士側の請求を棄却した。

本件文書は、出所情報提供制度の開始に当たり、警察庁から各道府県警察本部長などにあて発した通達が記載されたもの。通達は、平成 17 年 9 月 1 日から、殺人、強盗等の凶悪重大犯罪やこれらと結び付きやすく再犯のおそれ大きい侵入窃盗、薬物事犯等に係る出所情報の提供を法務省から受け、犯罪捜査に活用することとした、出所情報管理システムが構築されるまでの間、出所情報を警察庁が整理、編集することにより作成した「出所情報ファイル」を送付することとしたというもの。通達は、出所情報ファイルに関し、犯罪捜査のために利用すること、前月の出所者及び送付する月の出所予定の受刑者を、「入所罪名」及び「出所事由の種別」によって更に限定した上で対象とし、氏名、生年月日、本籍、入所罪名、入所年月日、出所する行刑施設の名称、出所事由、管理番号などを記録するものであることなどを示していた。

一方、新潟県情報公開条例は、非公開情報として、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を掲げていたことから、本件情報がこれに当たるかが争点となったのである。

県側は、非公開とした理由として、出所者に対し、出所の事実を警察が把握していることを教示するのと同じ結果となる、出所情報ファイルの有効活用に係る情報を公にすることは、警察がどのような捜査を行おうとしているのかを教示するのと同じ結果となる、出所者は、自分が出所したことを警察が了知していることなどを知れば、出所後の行動や犯行手口等の選択をより注意深く行い、更には対抗措置を講ずるなどして、出所情報を活用した捜査の実効性を著しく低下させるおそれがあるから、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるということを主張していた。

原審は、出所者の大部分が対象となることは報道されており、自分が対象となることを当然に認識し又は認識し得ると考えるのが当然。情報が公開されることによって初めて警察への対抗措置を講ずることにはなるとは認めがたい。これを公開すると捜査等に支障を及ぼす内容が含まれていると考えることは困難などと判断した。

これに対し、第一小法廷は、「出所者の入所罪名及び出所事由の種別に係る情報が公にされた場合には、出所者は、自分が出所情報ファイルの記録対象となり出所情報の活用の対象とされるかどうかなどについて、単なる憶測にとどまらず、より確実な判別をすることが可能になる。さらに、出所情報ファイルの有効活用に係る情報を公にすることは、出所情報ファイルを活用した捜査の方法を明かす結果を招く。犯罪を企

てている出所者が、自分が対象となっていることを確実に知った場合には、より周到に犯罪を計画し、より細心の注意を払ってそれを実行する可能性がある。そうすると、本件情報を公にすることにより犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めた新潟県警本部長の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということとはできず、この判断には相当の理由があるから、本件条例所定の非公開情報に該当するものというべきである」との判断を示したのである。

ウ 平成 21 年 7 月 14 日第三小法廷判決 即決裁判手続は合憲と初判断

即決裁判手続の合憲性が争われた元自衛官による業務上横領事件(陸上自衛隊木更津駐屯地で物品の保管を担当していた平成 18 年 10 月、パソコン 1 台を自宅に持ち帰った事案)の上告審判決で、最高裁第三小法廷は 7 月 14 日、即決裁判手続は合憲との初判断を示した。即決裁判手続は、刑事事件の審理を迅速化するため平成 18 年 10 月に導入。争いがなく、明白かつ軽微な事件について、検察官が起訴と同時に申立てを行い、被告人が罪を認めたときに決定される手続で、起訴から 14 日以内に公判が開かれ、その日のうちに判決が言い渡される。懲役・禁錮を科す場合には必ず執行猶予が付される一方、犯罪事実を争う控訴はできないなど一定の制約がある。開始時には、人手や時間を重大事件の捜査等に割けるようになる、被告人にとっても身柄拘束期間の短縮化につながるなどのメリットがいわれる一方で、司法取引が行われるのではないかとの懸念も指摘されていた。一審・千葉地裁木更津支部は即決裁判手続により審理を行い、懲役 1 年、執行猶予 3 年の有罪判決を言い渡した。被告人は、「不用品と認識しており、故意はなかった」などと無罪を主張して控訴。二審・東京高裁は「事実誤認の主張で、即決裁判の控訴の趣旨としては不適法」などとして棄却した。

同小法廷は、事実誤認を理由とする控訴を制限する刑訴法 403 条の 2 第 1 項は、裁判を受ける権利を侵害し、憲法 32 条に違反するとの弁護側の主張に対して、「事件の種類によって一般の事件と異なる上訴制限を定めても、それが合理的な理由に基づくものであれば憲法 32 条に違反するものではないとするのが当裁判所の判例とするところ。即決裁判手続の制度を実効あらしめるため、被告人に対する手続保障と科刑の制限を前提に、罪となるべき事実の誤認を理由とする控訴の申立てを制限しているものと解されるから、相応の合理的理由があるというべき」とした。また、刑の執行猶予の言渡しが必要であるため安易な虚偽の自白を誘発しやすいから、憲法 38 条 2 項に違反するとの主張に対しては、「即決裁判手続の制度自体が所論のような自白を誘発するものとはいえないから、所論は前提を欠く」とした。

エ 平成 21 年 7 月 13 日第一小法廷決定 塀の上に上がったら建造物侵入罪が成立

警察署のコンクリート塀の上に上がった行為について、建造物侵入罪が成立するかどうか争われた刑事事件の上告審で、最高裁第一小法廷は 7 月 13 日、「本件塀は、刑法 130 条にいう「建造物」の一部を構成する」との初判断を示し、被告人の上告を棄却する決定をした。決定によると、被告人は、交通違反の取締りに当たる捜査車両

(覆面パトカー)の車種やナンバーを把握するため、大阪府八尾警察署東側塀の上によじ上り、塀の上部に立って中庭を見ていたところを現行犯逮捕された。同警察署は南西側に庁舎建物が、東と北に塀が設置され、それらに囲まれた中庭は、関係車両の出入りに利用され、車庫等が設置されていた。南側の庁舎正面出入口以外は外部からの立入りは制限され、正面出入口からの入庁者についても動静を注視する態勢が執られ、庁舎建物から中庭への出入りを制限する掲示があった。塀は高さ2.4メートルのコンクリート製で、外側から内部をのぞき見ることはできない構造となっていた。

弁護側は「塀は外界との境を画するためのもので、建物ではない」と主張。一審・大阪地裁は「被告人には警察署の敷地内に入り込む意思はなかった。塀自体は建造物に含まれない」とし、同罪の成立を認めなかった。しかし、二審・大阪高裁は「塀に上る行為は、塀と庁舎に囲まれた土地への侵入行為に当たる」と判断し、懲役3年8月とした一審判決を破棄し、懲役4年を言渡していた。

これに対し、同小法廷は、「本件塀は、庁舎建物とその敷地を他から明確に画するとともに、外部からの干渉を排除する作用を果たしており、正に本件庁舎建物の利用のために供されている工作物であって、刑法130条にいう「建造物」の一部を構成するものとして、建造物侵入罪の客体に当たると解するのが相当。本件塀の上部に上がった行為について、同罪の成立を認めた原判断は正当である」とした。

オ 平成21年7月16日第一小法廷判決 身体に攻撃受けずとも正当防衛が成立

住居兼事務所の建物に立入禁止の看板を取り付けようとした不動産会社の男性を転倒させたとして、暴行罪に問われた女性の上告審判決で、最高裁第一小法廷は7月16日、正当防衛の成立を認め、一審、二審判決を破棄し、無罪を言い渡した。「生命・身体への攻撃がなかったにもかかわらず、他人への暴行について正当防衛の成立が認められるのは異例」(7月16日付朝日新聞夕刊)である。判決によると、女性が代表取締役を務める会社が本件建物の改修工事を行おうとしたところ、再三にわたり工事を妨害され、中止に追い込まれた。さらに、工事の続行を阻止するため、不動産会社が立入禁止の看板を取り付ける都度、女性らがそれを外すといったことが繰り返された。そして、平成18年12月、女性が再び看板を付けようとした不動産会社の男性の胸部を両手で押したところ、男性が転倒したとされる。

原判決は、本件暴行につき有罪とした上で、即時抗告棄却決定において不動産会社が明渡しや工事中止を求める権利がない旨判断されていることからすれば、看板の設置は違法な行為であるとして、9,900円の科料とした(一審は傷害罪で罰金15万円)。これに対し、同小法廷は、「看板を本件建物に設置することは、女性らの共有持分権、賃借権等を侵害するとともに、会社の業務を妨害し、女性らの名誉を害するもの。看板を取り付けようとする行為は、女性らの権利や業務、名誉に対する急迫不正の侵害に当たる。上記侵害から上記権利等を防衛するために本件暴行を行ったものと認められる」とした上で、「体格差等があることや、転倒したのは女性の力のみによるものとは認め難いことなどからすれば、本件暴行の程度は軽微で、防衛手段としての相当性

の範囲を超えたものということとはできない」として、正当防衛の成立を認めた。

カ 平成 21 年 9 月 30 日大法院判決 平成 19 年参院選当時の定数配分規定は合憲

平成 19 年 7 月施行の参院選について、東京都選挙区の選挙人らが、公選法の議員定数配分規定は憲法 14 条 1 項等に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効と主張して提起した選挙無効訴訟で、最高裁第大法廷は 9 月 30 日、これを合憲とする判断を示し、上告を棄却した。判決は 15 人の裁判官のうち 10 人の多数意見で、5 人は違憲との反対意見を述べた。平成 19 年の参院選は、前年 6 月の 4 増 4 減案に基づく公選法の改正後に行われ、本件選挙当時の議員 1 人当たりの選挙人数の最大較差は 1 対 4.86 であって、平成 16 年の前回選挙当時の 1 対 5.13 に比べて縮小したものとなっていた。

多数意見は、「本件選挙の後には、参議院改革協議会が設置され、同協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設置されるなど、定数較差の問題について今後も検討が行われることとされている。現行の仕組みを大きく変更するには、相応の時間を要することは否定できないところであって、本件選挙までにそのような見直しを行うことは極めて困難であったといわざるを得ない。以上の事情を考慮すれば、本件選挙までの間に更に改正しなかったことが国会の裁量権を超えたものということとはできず、憲法に違反するに至っていたものとするとはできない」とした。その上で、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態。ただ、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは最大較差の大幅な縮小を図ることは困難で、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる。国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」と異例の言及を行った。

これに対しては、4 人の裁判官から、「選挙当時既に違憲状態にあったと考える余地も無いではない」(藤田)、「衆議院とは異なった参議院の在り方にふさわしい選挙制度の基本理念を速やかに提示することが望まれる」(竹内)などといった厳しい補足意見が付いた。一方、反対意見は、「そのような較差が生ずる選挙区設定や定数配分は、投票価値の平等の重要性に照らして許されず、これを国会の裁量権の行使として合理性を有するということとはできない」(中川)、「その後の選挙区選挙制度に関する改正も、二院制の意義や選挙区選挙制度が採り入れられた趣旨について根源的な検討を加えることなく、既存の選挙区選挙制度への影響をできるだけ抑止しつつ較差を 5 倍以下に抑えるべく行われたもので、単なる弥縫策である」(田原)、「1 票の価値の大きなゆがみは、政治の活力と時代適応能力を奪い、また、政治の正統性への疑念を招来している」(宮川)などとするものであった。「民主党はマニフェストの中で、『参議院については選挙制度の抜本的改革の中で定数を削減する』とうたっている。参院はその将来像を巡る議論を早急に始める必要がある」(10 月 1 日付読売新聞)といえる。

キ 平成 21 年 9 月 30 日第二小法廷決定 非嫡出子の相続分格差は合憲

婚姻していない男女の間に生まれた「非嫡出子」の相続分を嫡出子の 2 分の 1 と定めた民法の規定が憲法 14 条 1 項に違反するかどうか争われた遺産分割審判の特別抗告事件で、最高裁第二小法廷は 9 月 30 日、「憲法に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところである(平成 7 年 7 月 5 日大法廷決定)」とし、非嫡出子側の抗告を棄却する決定をした。決定は 4 裁判官中 3 人の多数意見。反対意見を述べた今井裁判官は、「子の出生について責任を有するのは被相続人であって、非嫡出子には何の責任もない。婚姻関係から出生するかそうでないかは、子が自らの意思や努力によってはいかんともすることができない事柄。このような事柄を理由として相続分において差別することは、個人の尊厳と相容れない。法律婚の尊重という立法目的と相続分の差別との間には、合理的な関連性は認められない。憲法 14 条 1 項に違反すると考える」とした。また、合憲とした竹内裁判官も、「非嫡出子に相続権を認めることがさほど一般的ではなかった時代には、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図るものとして、その正当性を肯定できたものの、少なくとも現時点においては、違憲の疑いが極めて強いものであるといわざるを得ない。社会情勢等の変化にかんがみ、立法府が本件規定を改正することが強く望まれている」との補足意見を述べた。

非嫡出子の相続分を定めた民法の規定について、最高裁が初めて憲法判断を示したのは平成 7 年の大法廷決定。多数意見は、「立法理由は、法律婚と尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったもの。立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできない」としたが、5 人が違憲とし、合憲とした 10 人の中からも「合理性はかなり疑わしい」との補足意見が付いた。その後の小法廷で出された 3 件の合憲判断でも(いずれも 3 対 2 の小差)、合憲とした裁判官から「極めて違憲の疑いが濃い」との補足意見が付いていた。

法務省の法制審議会は平成 8 年、相続分格差解消や選択的夫婦別氏制導入などを盛り込んだ民法改正要綱を法相に答申したが、法案は見送られたまま、その後の議論は停滞している。しかし、「千葉法相は 1 日、法制審の答申を前提に民法改正の作業を進める考えを明らかにしており、答申から 13 年を経て事態が動き出す可能性が高まっている」(10 月 3 日付読売新聞夕刊)といえる。

ク 平成 21 年 10 月 15 日第一小法廷判決 場外車券場周辺の病院開設者に原告適格

大阪市の場外車券発売施設「サテライト大阪」の設置許可をめぐり、周辺住民 19 人に取消しを求める資格(原告適格)があるかが争われた訴訟で、最高裁第一小法廷は 10 月 15 日、「法及び規則が位置基準によって保護しようとしているのは、第一次的には不特定多数者の利益であり、原告適格を基礎付けるには足りないもの」とし、「当該場外施設の設置、運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがあると位置的に認められる区域に医療施設等を開設する者は、位置基準を根拠として設置許可の取消しを求める原告適格を有する」との初判断を示した。その上で、いずれも本件敷地から 1,000m 以内の住民全員に原告適格を認めた二審・大阪高裁判決を変更。敷地から

約 120 ないし 200m離れた場所に医療施設を開設している 3 人を除き、他の 16 人については原告適格を認めず、3 人について原告適格を有するか否か等について更に審理を尽くさせるため、大阪地裁に差し戻すのが相当とした。

ちなみに位置基準とは、自転車競技法の規定を受け、施設の位置、構造及び施設について経済産業省令で定めた基準のうち、「医療施設等から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を来すおそれがないこと」(同法施行規則)とする基準のことである。二審では、行政事件訴訟法の「法律上の利益を有する者」について、「これらの規定は、敷地周辺から 1,000m以内の住民に対し、善良な風俗及び生活環境に対する著しい被害を受けないという具体的利益を保護したもの」としたが、同小法廷は「可能性のある被害は生活環境の悪化。基本的には公益に属する利益で、原告適格を基礎付けるには足りない」とした。「公営ギャンブル施設には同様の規定を置くものもあり、同種訴訟に影響を与えそう」(10月16日付日経新聞)である。

ケ 平成 21 年 10 月 16 日第二小法廷判決 広島女子殺害事件 高裁に審理差戻し

広島市安芸区で平成 17 年 11 月、下校途中の小学 1 年の女子が殺害された事件で、強制わいせつ致死や殺人などの罪に問われたペルー国籍の男の上告審判決が 10 月 16 日、最高裁第二小法廷であった。同小法廷は、「被告人の検察官調書を取り調べなかった一審の訴訟手続について、任意性に関する主張立証を十分にさせなかった審理不尽の違法があるとした原審判決は、第 1 次的に第 1 審裁判所の合理的裁量にゆだねられた証拠の採否について、当事者からの主張もないのに、審理不尽の違法を認めた点において、刑訴法 294 条、379 条、刑訴規則 208 条の解釈適用を誤った違法がある」とし、原判決を破棄、同高裁に審理を差し戻した。

一審は、当時、刑事裁判迅速化のモデルケースとされ、「公判前整理手続」で争点や証拠を整理し、5 日連続の「集中審理」を実施。初公判から 2 か月足らずで無期懲役を言い渡した(求刑は死刑)。これに対し、二審は、「本件検察調書を取り調べれば、犯行場所について真相が解明される可能性が多分にあり、犯行の態様等が相当程度明らかになる。一審裁判所は、検察官調書を取り調べなかったことにより、本件犯行場所についての事実を誤認したと考えざるを得ない。更に審理を尽くす必要がある」としていた。今回の判決は、「調書を詳細に検討し、真相究明を重視してきた『精密司法』から、裁判員裁判時代に入り、検察側、被告側の主張に基づいて、端的に事実認定する『核心司法』へと転換しつつあることを印象付けた。スピードと真相究明のバランスをいかにとっていかかが問われている」(10月17日付産経新聞)といえる。

コ 平成 21 年 10 月 20 日第一小法廷決定 一時的な海外渡航も時効の進行停止

短期間の海外渡航が、公訴時効停止の要件となる「犯人が国外にいる場合」に当たるかどうか争点になった詐欺事件の上告審決定で、最高裁第一小法廷は、「一時的な海外渡航による場合であっても、公訴時効はその進行を停止する」との初判断を示し、被告人の上告を棄却した。刑訴法では「犯人が国外にいる場合には、時効はその

国外にいる期間進行を停止する」(255 条 1 項)と規定しているが、本件のような一時的な海外渡航を含むかどうかは学説が分かれていた。二審・高松高裁判決によると、被告人は平成 11 年 8 月から 9 月にかけて、高知市内の女性から計約 3,300 万円を騙し取ったとして平成 19 年 7 月に起訴された。詐欺罪の公訴時効の 7 年を過ぎていたが、被告人は事件後に海外渡航を 56 回繰り返した。ほとんどは数日間の旅行であったが、検察側は合計 324 日間は「国外にいる期間」で、時効完成は同年 8 月まで伸びると判断した。今回の決定は、捜査実務にも影響を与えそうである。

サ 平成 21 年 10 月 23 日第二小法廷判決 市立中教諭の体罰 賠償金は市の全額負担
福島県の市立中で起きた教諭の体罰をめぐり、生徒への損害賠償金約 59 万円を最終的に負担するのは県か市かが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は 10 月 23 日、市の上告を棄却。市が全額負担すべきとした二審・仙台高裁判決が確定した。県側は市立中教諭の任免権を持ち、人件費を負担。一方、市側は学校を設置・管理し、教諭を指導監督している。一審・福島地裁は「教諭の監督義務がある市の責任は大きい、任命権を持つ県も一定の責任がある」として県と市の割合を 1 対 2 と判断、市に約 39 万円の支払いを命じた。これに対し、二審は、「県の負担は人件費のみ。教諭への指導監督権も一次的には市教委で、教育活動から生じた賠償費用の負担者は市」としていた(一・二審判決の概要については 10 月 24 日付日経新聞を引用)。

同小法廷は、「市町村が設置する中学校の教諭がその職務を行うについて、故意又は過失により違法に生徒に損害を与えた場合において、当該教諭の給料その他の給与を負担する都道府県が国家賠償法 1 条 1 項、3 条 1 項に従い損害を賠償したときは、当該都道府県は、同条 2 項に基づき、賠償した損害の全額を当該中学校を設置する市町村に対して求償することができる」との初判断を示した。その理由は、「損害を賠償するための費用については、法令上、当該中学校を設置する市町村がその全額を負担すべきものとされているのであって、国家賠償法にいう内部関係で損害を賠償する責任ある者として、求償に応ずべき義務を負う」からとした。「市町村立の小中学校などで起きた同様のケースにも影響を与えそう」(10 月 24 日付日経新聞)である。